



かみのかわ 農委情報 No.52

令和6年12月1日発行



地域座談会

かみのかわサンフラワー祭り
「もりもり食べようかみのかわ」

目次

・表紙	1
・委員の担当地区、総会等の日程	2
・農地の適正な管理、農地に関する手続きについて	3
・『地域計画』について	4 - 5
・農業者年金について	6
・軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請について	7
・上三川町賃借料情報	8



編集・発行

上三川町農業委員会 上三川町しらさぎ一丁目1番地 ☎ 0285-56-9166

農業委員 担当地区

役職	氏名	担当地区
	上野 弓子	三本木
	田村 博喜	東汗東・東汗西・上文挟・西木代・露無
職務 代理者	鶴見 利子	上郷一区・二区・三区・四区・五区
	坂本 是文	五分一・三村・愛宕町・下蒲生
職務 代理者	荒川 日出麿	三ツ家・坂上本田・常光坊・坂上河原
	伊藤 知明	下梁・上梁・川中子一区・川中子二区・川中子三区
	隅内 章吾	上町・峰町・願成寺・上蒲生北部・上蒲生南部
	馬場 敏子	下町一区・二区・三区・中町・大町・東館北部・東館南部・泉町・井戸川・睦渕
	稻葉 薫	大山第一・第二・第三・第四・下神主・上神主・薄市・鞘堂
職務 代理者	安保 勝巳	西蓼沼・東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原
	稻見 正	石田下坪・西田南・西田北・島崎・石田上坪
	小倉 敏男	下多功・多功下坪・西町・本町・城台・天神町
	角田 永子	【農業委員会法第8条第6項の規定する委員】
会長	石濱 文伯	西汗上西・西汗上東・西汗下・磯岡

農地利用最適化推進委員 担当地区

地域	氏名	担当地区
本郷	谷田部 一夫	上文挟・西木代・東汗
	坂入 典文	磯岡・西汗
	浜野 信之	上郷・西蓼沼・東蓼沼
上三川	猪瀬 貞夫	上三川・上蒲生・しらさぎ
	海老原 悟	坂上・三村
	上野 明	三本木・五分一・下蒲生
明治	高山 完治	梁・多功・川中子
	國谷 修一	石田・鞘堂・天神町
	柳田 守	上神主・下神主・大山

● 農業委員会定例総会等日程 ●

- 申請受付締切日…毎月 10 日（10 日が休日・祝日の場合はその直前の開庁日）
- 現地調査日………毎月 20 日頃 ●定例総会開催日…毎月 22 日頃

農地を所有している方へ

○農地の適正な管理について

農地は管理されないまま放置されると数年で荒れてしまい、害虫の発生や有害鳥獣の隠れ場所になるなど、農地としての利用や売却も困難になります。そのような状態になるのを防ぐため、定期的に雑草の刈り取りを行うなど適正な管理をお願いします。



農地パトロールの様子

所有する農地の管理に困っていたり、ご近所に荒廃が目立つ農地がある場合は、地元担当の農業委員又は農地利用最適化推進委員にご相談ください！

○農地に関する手続きについて

以下のような場合は、農業委員会に届出や許可申請が必要ですので、必ず手続きをしていただきますようお願いします。

相続で農地を取得した

相続登記終了後に農地法第3条の3の規定による届出をしてください

農地を売買したい

農地法第3条の規定による申請をしてください

農地を農地以外のもの（住宅・駐車場・資材置場など）に転用したい

農地法第4条又は第5条の規定による申請をしてください



※許可には条件がありますので、申請前に農業委員会事務局にご相談ください。

（すべての申請に対して許可が出るわけではありません）

※許可を受けずに行われた売買や転用は無効です。

特に、違反転用は原状回復命令や罰則の対象となる場合がありますのでご注意ください。

「人農地プラン」から「地域計画」へ

●「地域計画」について

これまで、町では地域農業の在り方を示した「人・農地プラン」を作成していましたが、改正された農業経営基盤強化促進法において、新たに「地域計画」を令和7年3月までに策定することが義務付けられました。

「地域計画」とは地域の農業者の話し合いを経て、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業者ごとに利用する農用地等を表示した目標地図などを明確化したものです。



●町の農業の現状

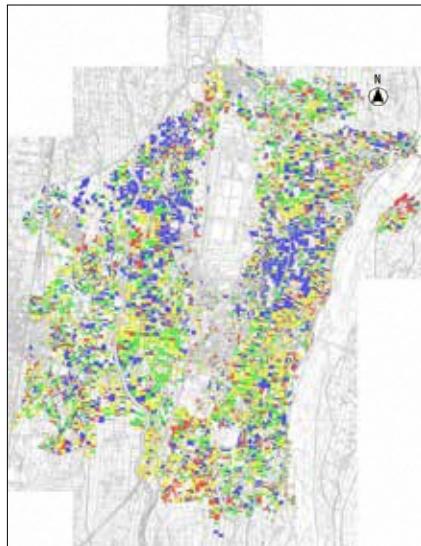
現在の町の農業の実数は、町面積の50%が農地を占めており、農家を含めた農地所有者は約2,000世帯、このうち約30アール以上を持つ農家は約1,200世帯ある状況です。

令和4年度に実施した意向調査の結果では、このままでは10年後に3割の農地を80歳代が耕作することとなり、離農者も増える一方で、多数の農地の貸し付けを希望していることが分かりました。

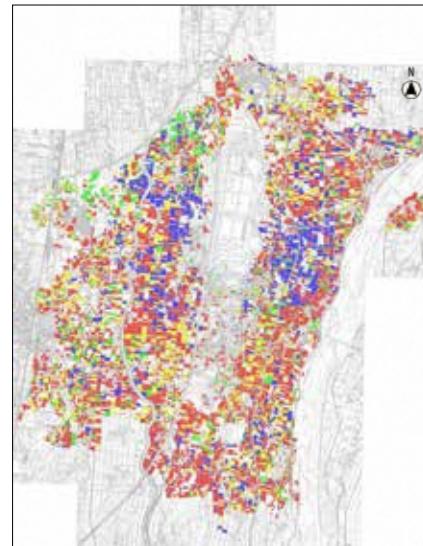
上三川町の現状

下の図は令和5年と10年後の耕作者の年齢を表しています

耕作者の年齢分布図(令和5年)



耕作者の年齢分布図(令和15年)



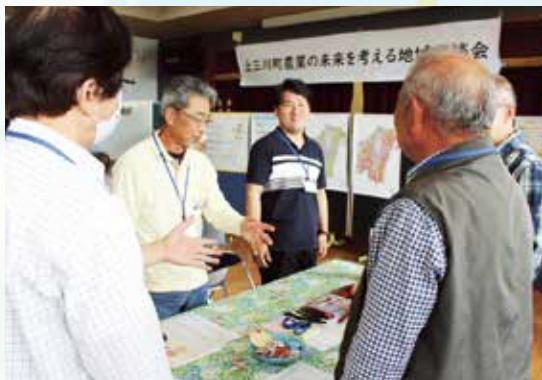
10年後は耕作者の多くが80歳代になります。

今から10年後の農業について地域で話し合いが必要ではありませんか？
この機会に地域農業の将来について考えてみましょう。

- 80歳～
- 70歳～79歳
- 60歳～69歳
- ~59歳

●町の農業の未来を考える地域座談会

意向調査の結果を基に、地域が考える地域農業の将来の在り方を取りまとめる地域計画は、地域での合意形成を図っていく必要があることから、令和6年3月から10月にかけて、上三川町内を12地区に分け「町の農業の未来を考える地域座談会」を開催しました。



町の農業の将来を考える場として、延べ人数500名以上の方に参加していただき様々な意見をいただきました。

- ・第1回 地域農業の将来についての座談会
令和6年3月～令和6年6月
- ・第2回 将来像の実現方法を考える座談会
令和6年4月～令和6年10月

●未来設計図の実現に向けて

座談会を開催し、皆さんの「思い」や「考え」を地域計画という『カタチ』にするため、現在町では、将来像を踏まえて地域計画の案を作成する作業を現在進めています。

今後の予定としては、地域計画案の説明会を令和7年1月から2月に開催、案を公告し、令和7年3月地域計画の策定・公表します。



◎令和7年4月から農地貸借方法が変わります

農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画に基づく「出し手」、「受け手」の相対による、貸借手続きの経過期間が終了します。

令和7年3月末をもって、農業経営基盤強化促進法による新たな農地の貸借契約はできなくなり、令和7年4月以降の契約方法は「農地法」と「農地中間管理事業の推進に関する法律」のいずれかになります。

なお、現行の農業経営基盤強化促進法による契約の期間満了後は、農地法・農地中間管理事業の推進に関する法律のいずれかへ、貸借契約の移行手続きを行っていただく必要があります。

農業者年金に加入しませんか？

サラリーマンは厚生年金による国民年金の上乗せがありますが、農業者にはありません。農業者の皆様も、メリットがたくさんある農業者年金に加入して、安心で豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

**年間60日以上
農業に従事**

**国民年金第1号
被保険者**

※保険料納付免除者を除く

65歳未満

※60歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者



- ◇支払った保険料は全額社会保険料控除ができます！
- ◇自分がかけた金額は年金として終身で受け取れます！
- ◇保険料はいつでも変更できます！



受給者の皆様へ～手続きをお願いします～

以下のような場合には、農業者年金基金に届出が必要です。届出が遅れると年金が振り込まれなかったり、過払いが発生して返金をお願いされる場合がありますので速やかに手続きをお願いします。

- 住所を変更した場合
- 経営移譲年金及び特例付加年金の受給者の方が農業経営を再開したり、後継者や第三者に貸していた農地の返還を受けた等の「支給停止事由」に該当した場合（所有している農地の売買や転用を行う場合は、必ず農業委員会に相談をしてください）。
- 受給者の方がお亡くなりになった場合

手続きの方法やご用意いただくものについては、お問い合わせください。

問い合わせ先

上三川町農業委員会事務局 又は JAうつのみや上三川支所
☎56-9166 ☎55-1510



軽油引取税に係る農業用免稅証の交付申請について

1 受付期日及び会場

期日：令和7年2月4日(火) 上三川地区・明治地区(多功・天神町)
 2月5日(水) 本郷地区・明治地区(多功・天神町を除く)
 時間：午前9時30分～正午
 午後1時～午後3時
 場所：上三川町役場仮庁舎(旧中央公民館) 2階中会議室
 【上三川町大字上三川3970番地】



2 持参するもの

【新規申請以外の方】

- ・免稅軽油使用者証
- ・免稅軽油の引取り等に係る報告書(納品書等を持参。コピー可)
- ・420円(手数料)(使用者証が今回更新の方のみ)

【新規申請の方】

- ・農業委員会が発行する耕作証明書
- ・作付内容のメモや使用機械のカタログ等
- ・420円(手数料)

3 免稅証の交付

前年度の申請内容に変更のない方 → 申請日に即日交付します。
 新規申請の方及び追加交付希望の方 → 後日、県税事務所窓口で交付します。
 ※追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します。

4 注意事項

- ・新規申請及び数量変更希望の方を除き、耕作証明書の添付は不要です。
- ・耕作証明書の発行を別世帯の方や代理人が申請する場合は委任状が必要です。
- ・報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合など書類に不備があった場合は免稅証の即日交付はできません。紛失した場合は、必ず購入店の販売証明書を持参してください。
- ・上記の受付期日で都合のつかない方は、下記の予備申請期間に申請をしてください。

○予備申請期間

期　日：令和7年2月17日(月)～2月18日(火)
時　間：午前8時45分～午前11時15分
 午後1時00分～午後3時30分
会　場：栃木県庁河内庁舎 5階大会議室(宇都宮市竹林町1030-2)

問い合わせ先

宇都宮県税事務所 課税部個人課税課 ☎028-626-3018



■上三川町賃借料情報■

※「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はありません。

賃借料の設定の目安となる情報を参考としてお知らせしています。

令和5年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における
賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっています。

令和6年12月1日



【田(水稻)の部】

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
上三川地区	基盤整備地域	11,200 円	20,000 円	4,000 円	88
	未整備地域	11,300 円	16,300 円	5,000 円	26
本郷地区	基盤整備地域	20,100 円	25,000 円	6,800 円	129
	未整備地域	24,100 円	25,000 円	16,300 円	10
明治地区	基盤整備地域	13,900 円	20,000 円	6,000 円	122
	未整備地域	14,800 円	16,800 円	8,200 円	40
(参考) 上三川町平均		15,400 円			415

【畑(普通畑)の部】

締結(公告)された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
上三川地区		6,500 円	6,500 円	6,500 円	3
本郷地区		2,000 円	2,000 円	2,000 円	14
明治地区		6,000 円	6,000 円	6,000 円	36
(参考) 上三川町平均		4,900 円			53

* 1 データ数は、集計に用いた筆数です

* 2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg当たり16,300円に換算しています

* 3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています

* 4 賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるデータは除いています

* 5 基盤整備地域は農業振興地域の農用地区域(青地)、未整備地域は農業振興地域の農用地区域以外(白地)です

* 6 「(参考)上三川町平均」の額は、各区分の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です